

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 5 年 第 1 回

砺波市議会臨時会議案説明資料

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 5 年 5 月 1 8 日

第 1 回 砺波市議会臨時会

令和5年第1回砺波市議会臨時会議案説明資料目次

1	砺波市税条例一部改正の要旨	1
2	砺波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく促進区域内の固定資産税の課税免除に関する条例一部改正の要旨	1
3	砺波市税条例一部改正の要旨	2

1 砺波市税条例一部改正の要旨

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、砺波市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、この条例において所要の改正を行うもの。

(1) 令和5年7月1日施行

ア 軽自動車税

(ア) 特定小型原動機付自転車に係る車両区分創設に伴う対応

道路交通法の一部改正に伴い現行の原動機付自転車から新たに定義された「特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）」に係る税率を2,000円とし、令和6年度分以後の軽自動車税種別割について適用する所要の改正を行うもの。

(2) 令和6年1月1日施行

ア 軽自動車税

(ア) 自動車メーカーの燃費・排ガス不正行為に関する再発防止策の強化

自動車メーカー等の不正行為に起因し、軽自動車税環境性能割・種別割の納付不足額が生じた場合における、当該自動車メーカー等が納付すべき納付不足額を徴収する際に加算する割合を35%（現行：10%）に引き上げる所要の改正を行うもの。

イ 個人市民税

(ア) 森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備（平成31年度税制改正関係）

令和6年度から導入される「森林環境税（国税：年額1,000円）」の賦課徴収については、市町村が個人住民税の枠組みを用いて行うこととなるため、賦課徴収の方法等について規定する所要の改正を行うもの。

(3) 令和7年1月1日施行

ア 個人市民税

(ア) 給与所得者の扶養親族等申告書記載事項の簡素化

給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、前年の申告内容と異動がない場合、当該異動がない旨を記載した申告書の提出を可能とする所要の改正を行うもの。

2 砺波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく促進区域内の固定資産税の課税免除に関する条例一部改正の要旨

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除適用期限

が2年延長されたことから、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 公布の日（令和5年4月1日から適用）

3 砺波市税条例一部改正の要旨

令和5年度税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律」が、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、砺波市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、この条例において所要の改正を行うもの。

(1) 軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の延長

燃費性能等の優れた車両の普及を後押しする観点から、電気自動車等を取得した場合における軽課措置（翌年度の種別割75%軽減等）の適用期限を3年延長する所要の改正を行うもの。

(2) 個人市民税における特例措置の延長

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する所要の改正を行うもの。

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する所要の改正を行うもの。

(3) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の創設

改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合、翌年度分の建物に係る固定資産税額の3分の1を減額する所要の改正を行うもの。

施行期日 令和5年4月1日